



民間業者ゴミ回収マンションへの 京都市からの依頼について

H22年6月からルールが変わって、透明袋の使用が必要になっています。
それに伴い内容物の確認が容易になり分別について注意が必要です。
しかしながら、実情思うように分別されていない様子で、市の担当者が
詳しい説明に巡回されています。
特にプラスチックに関して、誤って資源ごみで出されているケースが多いようです。

おもちゃ、洗面器、バケツ、CD、ビデオケース、歯ブラシ、ペン
またプラスチック製容器の汚れが取れないもの……
これらは「燃やすゴミ(普通のゴミのこと)」となるので分別する必要はないのです。
少し大きいプラスチック製品もゴミ袋に入れば「燃やすゴミ」で出していただけます。
資源ゴミをリサイクルするためにプラスチックの扱いにちょっと集める方と出す方とに
認識のズレを感じます。

市では周知確認のため、ポスター、チラシ等用意されておりますのでご利用下さい。

お問い合わせ先

京都市環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課 電話:075-366-1394



リフォーム&原状回復

COM GHコミュニティ

USAGI通信はメールでの送信も可能です！！

弊社ホームページ<http://3215.co.jp/>からメールアドレスをお知らせ下さい。